会議の名称	令和4年度第8回西東京市選挙管理委員会							
開催日時	令和4年8月1日(月)午前10時00分から午前10時15分まで							
開催場所	西東京市役所田無庁舎 3 階 301 会議室							
出 席 者	鈴木久幸委員長・佐々木順一委員長職務代理者・中江滋秀委員・二木孝之委員 田喜知和仁事務局参与兼事務局長・岡野昌司係長							
議題	議案第24号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について 議案第25号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第26号 西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公 費負担に関する条例の一部改正について その他							
会議資料の名称	上記「議題」と同じ							
記録方法	□全文記録 ☑発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録							
1								

会議内容

〇 委員長

定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第8回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。

本日の議案は3件でございます。

始めに、議案第24号『西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について』と、 議案第25号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題とい たします。

この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

〇 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の 1 ページをお開きください。

議案第24号『西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の6(在外選挙人名簿の登録)の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、議案書の2ページに記載の男性1人、女性1人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。該当者の氏名や国内での最終住所、国外の滞在国等の詳細につきましては、議案書に記載しておりますので御覧いただければと思います。

続けて議案書の3ページをお開きください。議案第25号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の11(在外選挙人名簿の登録の抹消)の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、議案書の 4 ページに記載の男性4人、女性1人が、登録抹消の 要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。氏名や国内での最終住 所、帰国後の住民登録の内容等の詳細につきましては、議案書に記載しておりますので御覧 いただければと思います。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性 93 人、女性 112 人、計 205 人となります。

以上で、議案第24号『西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について』及び 議案第25号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさ せていただきます。

〇 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

〇 委員長

特にないようですので、議案第24号と議案第25号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第26号『西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

〇 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案の説明をさせていただきます。

資料の5ページをお開きください。

議案第26号『西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法及び公職選挙法施行令の一部を改正する法律が令和4年4月6日に公布同日施行されたことを踏まえ、「西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」について、一部改正することを西東京市議会への議案上程を市長に依頼することを御決定いただくものです。

改正の具体的な内容でございます。

参考資料としてお配りしております「西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を御覧ください。

公職選挙法施行令の改定額に準じて、「西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例」について、第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。第8条中「7円51銭」を 「7円73銭」に改める。第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

以上を改正するものでございます。

なお、改正公職選挙法及び公職選挙法施行令において、その施行は令和4年4月6日となっておりますので、改正条例の施行日及び実際の適用につきましては、公布の日に、西東京 市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正も施行 することとし、その後初めて告示される西東京市議会議員又は西東京市長の選挙から適用とします。

現在の西東京市議会議員の任期は令和5年1月20日に任期満了となる次回の市議会議員の選挙から適用となるものでございます。

御承認いただけましたら、条例の一部改正について、令和4年西東京市議会第3回定例会への議案上程を市長に依頼するため事務等を進めさせていただきます。

よろしく御審議の程お願いいたします。

以上で、議案第26号『西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について』の説明とさせていただきます。

〇 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

〇 委員

西東京市のみの改正なのですか。

〇 事務局

全国が対象になります。

〇 委員

令和4年4月6日が公布同日施行とは事後承諾ということですか。 改定後の金額は消費税が含まれていますか。

〇 事務局

公職選挙法施行令が令和4年4月6日に公布同日施行されていて、西東京市議会及び市長 選挙につきましてはこれから条例改正を行うということです。

改定後の金額は消費税が含まれた金額となります。

〇 委員長

他にないようですので、議案第26号『西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について』は、議案のとおり決定することに、 ご異議ありませんか。

〇 各委員

異議なし

〇 委員長

異議なしと認め、議案第26号は、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

ほかに、事務局から連絡事項等はありますか。

その他の内容について事務局より以下のとおり報告及び確認を行った。

1 市議会について

2 次回委員会の日程ついて

〇 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。 他になければ、本日の令和4年度第8回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

午前 10 時 15 分 終了

以上

令和4年度第8回西東京市選挙管理委員会

日 時 令和4年8月1日(月) 午前10時00分から 会 場 西東京市役所田無庁舎 301会議室

議案第24号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について

議案第25号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

議案第26号 西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担

に関する条例の一部改正について

その他

議案第24号

西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について

上記の議案を提出する。

令和4年8月1日

西東京市選挙管理委員会 委員長 鈴 木 久 幸

令和4年8月1日付 在外選挙人名簿に登録する者(2人)

最終住所	氏	名	生年月日	性別	備考
東京都西東京市				男	
東京都西東京市				女	

議案第 25 号

西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

上記の議案を提出する。

令和4年8月1日

西東京市選挙管理委員会 委員長 鈴 木 久 幸

令和4年8月1日付 在外選挙人名簿から抹消される者(5人)

最終住所	氏	名	生年月日	性別	備考
東京都西東京市				男	国内の市町村の区域内に住所を定め た日後4か月を経過する者 住定日 令和4年3月16日 (東京都西東京市)
東京都西東京市				男	国内の市町村の区域内に住所を定め た日後4か月を経過する者 住定日 令和4年3月18日 (東京都西東京市)
東京都西東京市				男	国内の市町村の区域内に住所を定め た日後4か月を経過する者 住定日 令和4年3月19日 (東京都西東京市)
東京都西東京市				男	国内の市町村の区域内に住所を定め た日後4か月を経過する者 住定日 令和4年3月26日 (神奈川県川崎市)
東京都西東京市				女	国内の市町村の区域内に住所を定め た日後4か月を経過する者 住定日 令和4年3月29日 (東京都西東京市)

議案第 26 号

西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年8月1日

西東京市選挙管理委員会 委員長 鈴 木 久 幸